

2024 年 6 月 24 日

各 位

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

金融庁による行政処分について

本年 6 月 14 日、証券取引等監視委員会から、株式会社三菱 UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 半沢^{はんざわ} 淳一^{じゅんいち}、以下 三菱 UFJ 銀行）および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（取締役社長 小林^{こばやし} 真^{まこと}、以下 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）を検査した結果に基づき、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、三菱 UFJ 銀行および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対して行政処分を行うよう勧告がなされました。

本日、金融庁は、三菱 UFJ 銀行および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対して、金融商品取引法第 51 条の 2・第 51 条に基づく業務改善命令、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 亀澤^{かめざわ} 宏規^{ひろのり}、以下 MUFG）および三菱 UFJ 銀行に対して、銀行法第 52 条の 31 第 1 項・第 24 条第 1 項に基づく報告徴求を、それぞれに発しました。

かかる事態に至ったことにつきまして、お客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしていることを、心よりお詫び申し上げます。

MUFGは、グループの総合力を活かしたお客さま本位の営業活動の実現に向け、銀証間を含むグループ連携を推進してまいりましたが、主要な直接子会社である三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券において、銀証連携ビジネスの実態に適した管理態勢の整備が不十分であったものと認識しており、かかる事態を招いたことを重く受け止めております。

MUFG、三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券においては、この度の行政処分等を厳粛に受け止め、さらなる態勢面の強化を行い、銀行・証券および持株会社を含め、銀証連携ビジネスにおける法令等遵守態勢などにつき、再発防止のためのより実効性を高めた方策を策定してまいります。

具体的には、可及的速やかに研修・勉強会などを活用し社内周知を徹底、短期的には事例や実態に即した手続・ルールの方策と浸透、中長期的にはシステム開発も含めたモニタリング態勢強化、といったことを、骨子として検討しております。

なお、MUFG、三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は業務改善命令に基づき、本件に係る業務改善計画を金融庁に提出する予定であり、提出した際にはあらためて公表させていただきます。

【金融庁による行政処分等の内容】

1. 三菱UFJ銀行に対する行政処分について（金融商品取引法第51条の2）

○業務改善命令

- (1) 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。
 - ①今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
 - ②本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢および顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化
- (2) 上記(1)に係る実施状況および業務改善計画を令和6年7月24日までに書面で報告すること。
- (3) 上記(2)の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

2. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する行政処分について（金融商品取引法第51条）

○業務改善命令

- (1) 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。
 - ①今回の処分を踏まえた経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること。
 - ②本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ・ 経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢および顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化
- (2) 上記(1)に係る実施状況および業務改善計画を令和6年7月24日までに書面で報告すること。
- (3) 上記(2)の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

3. MUFGに対する報告徴求について（銀行法第52条の31第1項）

○報告徴求

(1) 報告事項

- ①子会社である三菱UFJ銀行において認められた、銀行法第12条に規定する他業禁止および同法第12条の2第2項に規定する顧客情報管理措置に関する事案を踏まえ、銀行持株会社としての発生原因の分析（背景となる真因の分析を含む）、および当該分析を踏まえた問題認識
- ②今回の事案を踏まえた、グループとしての再発防止に向けた以下の点を含む実効性のある改善対応策（改善対応策の実施計画と実施状況等を含む）
 - ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢および顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化

(2) 報告期限

- ①上記(1)に係る報告を令和6年7月24日までに報告すること。
- ②上記(2)①の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

4. 三菱UFJ銀行に対する報告徴求について（銀行法第24条第1項）

○報告徴求

(1) 報告事項

①銀行法第 12 条に規定する他業禁止および同法第 12 条の2第2項に規定する顧客情報管理措置に関して認められた事案の事実認識、発生原因の分析（背景となる真因の分析を含む）、並びに当該分析を踏まえた問題認識

②①を踏まえた、以下の点を含む再発防止に向けた実効性のある改善対応策（改善対応策の実施計画と実施状況等を含む）

- ・ 経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢および顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化

(2) 報告期限

①上記(1)に係る報告を令和6年7月24日までに報告すること。

②上記(2)①の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として、当面の間、報告すること。

以 上